## 復旧・復興予算の原則について

一 財政民主主義を回復し、効果的な予算を実現 一

2024(令和6)年6月6日 立憲民主党

「令和6年能登半島地震」発災から5カ月が経過した。政府はこれまでに4回、計4,144億円の予備費を支出して復旧・復興対応を実施してきたが、予備費での対応には、

- (1)内閣の裁量で支出できるため、国会のコントロールが及ばない
- (2)そのため、政策の有効性についてのチェックが十分に働かない
- (3)他の「予見し難い予算の不足」が生じる可能性もあることから、 全額を震災が応に使うことは難しく、被災地の財政需要に応えきれない懸念がある

などの問題点がある。したがって、発災後間もない時期はともかくとして、復旧・ 復興対応は、本来的には、補正予算を編成して対応するのが筋である。

実際、過去の主な震災において、発災後数カ月を経過して補正予算を編成しなかった例はなく、現在、極めて異例の事態が生じていると言える。我が党は、これを契機として、復旧・復興予算の在り方について、以下の原則を提起する。

記

- 一、発災後一定期間の支出は、予備費の趣旨に沿うものであり、認められるが、 その後については、被災状況の全容把握に努め、財政需要を積み上げた上で、 補正予算を編成すること。
- 二、発災後一定期間に支出された予備費についても、政府は、非公開で議事録 の残らない理事懇談会等の場ではなく、予算委員会において、具体的かつ 実際の使途を報告・説明の上、実質的な審議に応じること。

以上